

JIS

テストバー

JIS B 7545 : 2015

(JMA/JSA)

平成 27 年 6 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 基盤技術専門委員会 構成表

| | 氏名 | 所属 |
|-------|--------|----------------------------------|
| (委員長) | 奈良 広一 | 独立行政法人産業技術総合研究所 |
| (委員) | 伊藤 納奈 | 独立行政法人産業技術総合研究所 |
| | 江前 敏晴 | 筑波大学 |
| | 大久保 友恵 | レンゴー株式会社 |
| | 大谷 聖子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 |
| | 大谷 吉生 | 金沢大学 |
| | 柿本章子 | 主婦連合会 |
| | 金田 徹 | 関東学院大学 |
| | 重松 康夫 | 一般財団法人日本規格協会 |
| | 鈴木 知道 | 東京理科大学 |
| | 鈴木 由紀子 | 王子ホールディングス株式会社 |
| | 関 順子 | 日本製紙株式会社 |
| | 高津 章子 | 独立行政法人産業技術総合研究所 |
| | 中本文男 | 一般財団法人日本品質保証機構 |
| | 淵田 隆義 | 女子美術大学 |
| | 古谷 涼秋 | 東京電機大学 |

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 57.3.1 改正：平成 27.6.22

官 報 公 示：平成 27.6.22

原 案 作 成 者：日本精密測定機器工業会

(〒105-0003 東京都港区西新橋 3-14-2 榎木ビル TEL 03-3434-9557)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：基盤技術専門委員会 (委員長 奈良 広一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

| | ページ |
|------------------------|-----|
| 1 適用範囲 | 1 |
| 2 引用規格 | 1 |
| 3 用語及び定義 | 2 |
| 4 種類 | 2 |
| 5 標準温度 | 3 |
| 6 形状及び寸法 | 3 |
| 6.1 テーパシャンク付きテストバー | 3 |
| 6.2 センタ穴付きテストバー | 6 |
| 7 幾何公差 | 7 |
| 7.1 テーパシャンク付きテストバー | 7 |
| 7.2 センタ穴付きテストバー | 7 |
| 8 硬さ | 7 |
| 9 表面粗さ | 8 |
| 10 測定方法 | 8 |
| 11 検査 | 9 |
| 12 製品の呼び方 | 9 |
| 12.1 テーパシャンク付きテストバー | 9 |
| 12.2 センタ穴付きテストバー | 9 |
| 13 表示 | 9 |
| 附属書 A (参考) テストバーのたわみ | 11 |
| 附属書 B (参考) テストバー使用上の注意 | 15 |
| 解 説 | 16 |

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本精密測定機器工業会（JMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS B 7545:1982** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

テストバー

Test mandrels

1 適用範囲

この規格は、主として工作機械、測定機器などの幾何精度試験に使用する円筒状のテーパシャンク付きテストバー及びセンタ穴付きテストバーについて規定する。

注記 1 テーパシャンク付きテストバー及びセンタ穴付きテストバーを総称する場合は、単にテストバーという。

注記 2 水平方向にテストバーを使用する場合は、テストバーのたわみを考慮する（附属書 A 参照）。

注記 3 テストバーを使用する場合の注意事項を、参考として附属書 B に示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0106 工作機械—部品及び工作方法—用語

JIS B 0154 円すい用語

JIS B 0182 工作機械—試験及び検査用語

JIS B 0651 製品の幾何特性仕様（GPS）—表面性状：輪郭曲線方式—触針式表面粗さ測定機の特徴

JIS B 0659-1 製品の幾何特性仕様（GPS）—表面性状：輪郭曲線方式；測定標準—第 1 部：標準片

JIS B 0680 製品の幾何特性仕様（GPS）—製品の幾何特性仕様及び検証に用いる標準温度

JIS B 1011 センタ穴

JIS B 3301 テーパーゲージ—モルステーパ及びメトリックテーパ

JIS B 4003 工具用テーパシャンク部及びソケット—形状・寸法

JIS B 6064-1 2 面拘束形中空テーパシャンク及び主軸端—第 1 部：中空テーパシャンク—寸法

JIS B 6101 7/24 テーパーの主軸端及びシャンク

JIS B 6339-1 自動工具交換用 7/24 テーパーシャンク—第 1 部：A, AD, AF, U, UD 及び UF 形ツールシャンクの形状・寸法

JIS B 6339-2 自動工具交換用 7/24 テーパーシャンク—第 2 部：J, JD 及び JF 形ツールシャンクの形状・寸法

JIS B 7451 真円度測定機

JIS B 7503 ダイヤルゲージ

JIS B 7506 ブロックゲージ

JIS B 7513 精密定盤

JIS B 7519 指針測微器